

役員向け株式交付信託に関する税務上の取扱い(令和4年1月)

※以下に記載する質問および回答は、株式交付規程に定める債務確定日と同日を信託契約上の権利確定日としている信託を前提としております。

項番	項目 (事前確定届出給与、 業績連動給与等)	条項	質問	回答
1	事前確定届出給与	一	<p>・所定の時期に確定した数の株式を交付する旨の定めにおいて、赤字決算の場合等一定の場合にはポイントを全て没収して株式を交付しないという条件を付した場合でも、事前確定届出給与の対象となるか。</p>	<p>・事前確定届出給与の対象となる(法人税基本通達9-2-15の5)。 ただし、ポイントを全て没収した場合には事前確定届出給与として株式を交付することはないことから、損金算入額は生じない。 (参考) 企業会計上、職務執行に応じて給与引当金として費用処理することから、ポイントを全て没収した場合、会計上は引当金を取り崩して収益(取崩益)を計上することとなると考えられる。単年度で全て没収される場合には申告調整は不要であるが、前期以前に給与引当金として費用計上した金額を申告調整で損金不算入としている場合、その損金不算入とした給与引当金の取崩益の額は、取り崩した日の属する事業年度の申告調整で益金不算入となると考えられる。</p>
2	事前確定届出給与	法人税法施行令 69 条 ④	<p>・「事前確定届出給与に関する届出書」の届出期限について、法人税法施行令第 69 条第4項第1号に規定する「株主総会等の決議をした日」とは、株式交付信託の場合には具体的にいつの日を指すのか。 (参考) 届出書の提出期限は、次のいずれか早い日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前確定届出給与に係る定めをした株主総会等の決議日から1月を経過する日 ・ 職務執行開始の日から1月を経過する日 ・ 職務執行開始の日の属する会計期間開始の日から4月(月数の指定を受けて申告期限の延長をしている場合にはその指定に係る月数に3を加えた月数)を経過する日 	<p>・株式交付信託における「株主総会等の決議をした日」とは、株式交付の対象となる役員に確定した数の株式を交付する旨の定めをした日であり、原則として、取締役会においてその役員に対して交付する株式数を定めた株式交付規程(以下「株式交付規程」という。)を決議した日となる。ただし、当該取締役会における決議の承認後の株主総会において役員を選任議案の決議がなされる場合には、当該株主総会の決議日が「株主総会等の決議をした日」となる。</p>

3	事前確定届出給与	法人税法施行令 71 条の 3①	<p>・所定の時期に確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与の損金算入額は、交付決議時価額(当該定めをした日における1単位当たりの交付株式の価額に交付した株式の数を乗じて計算した金額)とされているが、株式交付信託の場合の「定めをした日」とは具体的にはいつの日を指すのか。</p>	<p>・株式交付信託における「定めをした日」とは、株式交付の対象となる役員に所定の時期に確定した数の株式を交付する旨の定めをした日であり、原則として、取締役会において株式交付規程を決議した日となる。ただし、当該取締役会における決議の承認後の株主総会において役員選任議案の決議がなされる場合には、当該株主総会の決議日が「株主総会等の決議した日」となる。</p>
4	事前確定届出給与	法人税法施行令 71 条の 3 ①	<p>・株式交付信託(交付された株式が特定譲渡制限付株式の要件(譲渡についての制限があり、かつ、譲渡制限期間が設けられていること及び株式の無償取得事由(勤務状況または業績状況に基づく事由に限る。)が定められていること並びにその株式の提供の対価として個人に生ずる役務の給付と交換にその個人に交付されるものであること又はその株式が実質的に役務の提供の対価と認められるものであること。)以下、同じ。)を満たす場合を除く。)における事前確定届出給与の場合の損金算入時期は、役員給与の債務が確定する日である株式を受け取る権利が確定する日(権利確定日)の属する事業年度となるか。</p> <p>・株式交付信託(交付された株式が特定譲渡制限付株式の要件を満たす場合を除く。)における事前確定届出給与の場合の損金算入額は、法人税法施行令第 71 条の3第1項に規定する交付決議時価額となることから、「所定の時期に確定した数の株式を交付する旨の定めをした日の株価(終値)×交付する株式数」により計算した金額となるか。</p>	<p>・株式交付信託における損金算入時期は、株式を受け取る権利が確定する日(権利確定日(※))の属する事業年度となる(債務確定主義)。</p> <p>※ 権利確定日とは、信託契約書・株式交付規程等において定められた日で役員に受益権が帰属する日をいう。権利確定日と法令上の株式交付日は同日となる。</p> <p>・株式交付信託における損金算入額は、「所定の時期に確定した数の株式を交付する旨の定めをした日の株価(終値)×交付する株式数」(=交付決議時価額)である。ここで、この「定めをした日」とは、項番3の「定めをした日」であり、権利確定日ではないことに注意が必要である。</p> <p>なお、株式交付信託における会計上の費用処理する際に用いる株価は、信託による株式取得時株価(ASBJ 基準)であるため、税務上の損金算入額と会計上の費用処理額は異なることとなる。</p>
5	事前確定届出給与、特定譲渡制限付株式	法人税法施行令 69 条④、法人税法 54 条①、法人税法施行令 111 条	<p>・株式交付信託において、事前確定届出給与に該当する場合で、交付された株式が特定譲渡制限付株式の要件を満たすとき、損金算入の時期、損金算入額はどのようになるか。</p>	<p>・事前確定届出給与に該当する場合で、株式交付信託により特定譲渡制限付株式の要件を満たす株式を交付したときには、損金算入の時期は権利確定日ではなく、給与等課税額が生ずることが確定した日、すなわち、株式を交付した法人が無償で取得することとなる事由がなくなった日の属する事業年度となる。損金算入額は、法人税法施行令 71 条の 3 第 1 項に定める確定数給与に該当する場合は、交付決議時</p>

		の2①、所得税法施行令84条①		<p>価額となり、株式交付信託においては、原則として、取締役会において株式交付規程を決議した日(当該取締役会における決議の承認後の株主総会において役員選任議案の決議がなされる場合には、当該株主総会の決議日)の価額となる(法令111条の2第4項2号)。なお、確定数給与に該当しない場合には、損金算入額は、交付時価額となり、株式交付信託においては、権利確定日の価額となる(同項1号)。</p> <p>・また、交付を受けた者において退職所得又は給与取得として収入とすべき時期は、譲渡の制限が解除された日、収入とすべき金額は譲渡制限が解除された日の株式の価額となる(所得税法施行令第84条)。また、譲渡制限が退職に基因して解除される場合には退職所得となり(所得税基本通達23～35共5-2)、それ以外の場合は給与所得となる。</p>
6	事前確定届出給与	法人税法施行令69条⑧	<p>・法人税法施行令第69条第8項に該当する役員給与を支給する場合において、確定した額に相当する株式の数を計算する場合の交付する株式の価額は、権利確定日(株式交付日)の株価に基づき計算することとなるか。</p> <p>単元に満たない端数又は一株に満たない端数が生じる場合には、その端数分の金額を金銭により交付する必要があるか。</p>	<p>・権利確定日(株式交付日)の株価に基づき計算することとなる。</p> <p>なお、交付する株式の価額が確定した額に満たない場合(単元に満たない端数または一株に満たない端数分)には金銭を交付する必要がある。</p>
7	事前確定届出給与	—	<p>・株式交付信託において、例えば、X年の株主総会で選任された役員に対して、確定した数の株式を3年間毎年所定の時期に交付する旨の定めに基づいて支給する給与についての「事前確定届出給与に関する届出書」は、3年分をまとめて提出することになるか。</p>	<p>・3年分の事前確定届出給与を定めた場合には、向こう3年間における所定の時期に確定した数の株式を交付する「事前確定届出給与に関する届出書」を提出することになる。</p>
8	事前確定届出給与	—	<p>・届出済の事前確定届出給与について、届出後に役位の変更やグループ企業への異動に伴い交付する株式数の変更がある場合でも、これらの変更は臨時改定事由(役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情)に該当するか。</p>	<p>・臨時改定事由に該当する。</p> <p>・届出済の事前確定届出給与に臨時改定事由が生じた場合には、臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日までに「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出する必要がある。</p>

			・臨時改定事由に該当する場合、いつまでにどのような手続が必要となるか。	
9	事前確定届出給与	—	・株式報酬制度として株主総会の決議がなされている事前確定届出給与であって、その交付する株式の一部を権利確定直前に売却(換価処分)する場合について、その株式売却(換価処分)による金銭交付の割合が源泉所得税等の納税資金として合理的な範囲であるときには、株式の一部売却額を金銭で交付する場合であっても、ファントムストックのような業績連動給与に該当しない事前確定届出給与として、損金算入することは可能か。	・質問の事前確定届出給与については、株式を交付する旨を定めたものであるところ、権利確定の直前においてその交付すべき株式の一部を売却(換価処分)して源泉所得税等の納税資金として源泉徴収する金額に相当する金額を金銭交付するとしても、株式交付と同視し得る要件を満たす限り、事前確定届出給与となり、損金算入が可能である。 なお、上記の株式交付と同視し得る要件を満たすためには、①株式交付信託が株式報酬制度として株主総会の決議等を経ていること、②株式の一部を売却(換価処分)することは源泉所得税等の納税資金を源泉徴収する目的であることを株式交付規程等で明確にすること、③株式の一部を売却(換価処分)する場合の売却の割合は、源泉所得税等との関係で合理的な範囲内とすること、の3点を確保する必要がある。
10	業績連動給与	法人税法施行令 69 条 ⑱一イ(2)	・業績連動給与の損金算入要件の一つとして、株式による給与については「業績連動指標の数値が確定した日の翌日から二月を経過する日」までに「交付され、又は交付される見込みであること」とされている。退任時給付型の株式交付信託においては、単年度指標に連動する計数を複数年度にわたり累積した上で、退任時にその累積した計数に基づき交付する株式の数確定する仕組みが一般的である。このような仕組みの業績連動給与に該当する退任時給付型の株式交付信託について、「業績連動指標の数値が確定した日」とは、単年度の指標の確定日ではなく、交付する株式の数確定する最終年度の指標の確定日となるか。	・株式交付規程において、複数年度の業績連動指標の数値の累積により交付する株式の数確定することが定められている場合の法人税法施行令第 69 条第 19 項第 1 号イ(2)の「業績連動指標の数値が確定した日」は、その算定の基礎となる業績連動指標の数値が最終的に確定した日(役務提供の最終年度の業績連動指標の確定日)となる。したがって、退任時給付型の株式交付信託、在任時給付型の株式交付信託共に、単年度指標に連動する計数を複数年度にわたり累積した上で、一定の時期(例えば中期経営計画終了年度の 3 年毎)にその累積した計数に基づき交付する株式数を定める仕組みの場合は、「業績連動指標の数値が確定した日」は、最終年度(退任時の年度や最終の中期経営計画終了年度)の業績連動指標の確定日となる。
11	業績連動給与	平成 29 年 改正法附則	・退任時給付型の株式交付信託(退職給与で業績連動給与に該当するもの)は経過措置により、平成 29 年 9 月 30 日までに	・退任時給付型の株式交付信託(退職給与で業績連動給与に該当するもの)において、平成 29 年 9 月 30 日までに株式交付規程の制定の

		14②(経過措置)	支給に係る決議(株式交付規程の制定の決議)をした場合には、平成29年度改正前の旧法が適用される(平成29年改正法附則14②)こととされているから、平成29年9月30日までに退任時給付型の株式交付信託に係る支給の決議をして旧法適用となる場合で、平成29年10月1日以降、次に掲げる事情が生じた支給対象者に対しても引き続き旧法が適用されるか。 ① 役位変動(昇格、降格)により、株式交付規程における適用箇所が変更された役員 ② 任期満了となったが、株主総会で再任された役員	決議をした場合、平成29年9月30日時点で在任している役員については、旧法が適用される。 ・質問の①②については、株式交付規程の内容に変更がないことから、引き続き旧法が適用される。
12	業績連動給与	平成29年改正法附則14②(経過措置)	・平成29年9月30日までに支給に係る決議をしていることにより平成29年度改正前の旧法が適用される退任時給付型の株式交付信託(退職給与で業績連動給与に該当するもの)について、平成29年10月1日以降に取締役会において次に掲げる決議をした場合にはどのように扱われるか。 ① 株式交付規程の改定(その改定内容が支給額の算定方法を変更するものを除く。) ② 株主総会決議において制度延長が承認可決されていたものについての株式交付信託の延長(制度延長)(①に該当するものを除く) ③ 追加拠出(追加信託)(①または②に該当するものを除く)	・①について、株式交付規定の改定内容が実質的に算定方法を変更するもの(制度の対象者が受ける経済的価値を変えるもの)でなければ、支給に係る決議には該当しない。 ・②について、株主総会決議において制度延長も含め承認可決されている場合においては、株式交付信託の延長についての取締役会決議は形式的なものであることから支給に係る決議には該当しない。 ・③について、追加信託は信託財産である株式が制度運営上不足した際に行われるものであり、算定方法等に影響を与えるものではないことから、支給に係る決議には該当しない。
13	業績連動給与	平成29年改正法附則14②(経過措置)	・平成29年9月以前に退任時給付型で業績連動要素のある株式交付信託の導入を決議している会社(その後株式交付規程の改定はない。)において、平成29年10月以降に新たに選任された役員については新法が適用され、株主総会における選任の決議をもって、制度の対象とする決議があったものとして扱うことができるが、平成29年9月以前の決議時点において在任していた役員については、旧法が適用されることになるということでしょうか。	・平成29年10月以降に新たに選任された役員については新法が適用され、平成29年9月30日以前に在籍していた役員については旧法が適用される。

14	業績連動給与 (損金算入対象者)	—	<p>・業績連動給与に該当する株式交付信託について、株式交付の対象となる役員のうち、非居住者や非業務執行役員が含まれる場合の扱いについて、次に掲げるとおりとなるか。</p> <p>①非居住者には、通常、株式を交付することができないので、交付する株式を売却(換価処分)して金銭交付する旨を開示すれば、損金算入は可能となるか。</p> <p>②社外取締役及び監査役は、法人税法上の業務執行役員には該当しないため(法基通 9-2-17)、これらの者を除き、法人税法第 34 条第1項第3号の要件を満たせば業務執行役員に対する業績連動給与は損金算入は可能となるか。</p>	<p>・①は法定の開示内容に加え、金銭を交付する旨の開示を行うことにより、損金算入が可能となる。</p> <p>・②の社外取締役および監査役は業績連動給与の要件である業務執行役員には該当しないため、損金算入はできないが、業務執行役員の業績連動給与について所定の要件を満たせば損金算入することができる。なお、業績連動給与に該当しない退職給与の場合には、開示の有無にかかわらず損金算入が可能となる。</p>
15	業績連動給与 (開示要件)	—	<p>・死亡退任した場合に支給される退職給与で業績連動給与に該当するものは、交付する株式の算定方法や相続人に交付する株式を売却(換価処分)して金銭で交付する旨などを他の業務執行役員の業績連動給与の定めと合わせて開示すれば、業績連動給与の開示要件を満たし損金算入は可能となるか。</p>	<p>・死亡退任した場合に相続人に支給される退職給与であっても、死亡退任した業務執行役員の役務提供に対する報酬として支給されるものであるため、業績連動給与に該当する場合には、法人税法所定の要件を満たすことにより、損金算入が可能となる。この場合の開示内容については、法定の開示内容に加え、金銭を交付する旨の開示を行うことで足りる。</p>
16	業績連動給与 (開示要件)	—	<p>・法人税法施行令第 69 条第 10 項から第 12 項までに規定されている業績連動指標と、これらの項に規定されていない指標(例:非財務指標としての従業員満足度等)とを用いる場合において、①業績連動給与としての要件を満たす部分と、②業績連動給与としての要件を満たさない部分とを明示的に区分する形で株式交付規程等に定めるときには、①の部分のみ開示すれば業績連動給与の開示要件を満たし、①の部分は業績連動給与として損金算入の対象となるか。</p>	<p>・業績連動指標に該当しない指標により変動する給与は損金算入要件を満たさないため、損金算入することはできないが、業績連動給与の要件を満たす部分を明示的に区分できる場合には、その業績連動給与の要件を満たす部分についての算定方法を開示することで、損金算入の対象となる。</p> <p>例えば、ポイントに乗ずる係数が売上高(45%)、営業利益(45%)、非財務指標(10%)で業績連動係数が構成される場合は、90%に相当する株式が損金算入の対象となる。</p>
17	業績連動給与	—	<p>・退任時給付型の株式交付信託(退職給与に該当するもの)において、業績連動部分と非業績連動部分(固定部分)を組み合わせた場合、前者は業績連動給与の要件を満たせば業績連動給与(法人税法第 34 条第1項第3号該当)として損金算入の対</p>	<p>・いずれの質問についても、業績連動部分の金額と固定部分の金額とを別々に計算することができ、業績連動給与、業績連動給与に該当しない退職給与又は事前確定届出給与の要件を満たすものであれば、損金算入は可能である。</p>

			<p>象、後者は業績連動給与に該当しない退職給与（法人税法第34条第1項本文括弧書該当）として、損金算入の対象となるか。</p> <p>・在任時給付型の株式交付信託において、業績連動部分と非業績連動部分（固定部分）を組み合わせる場合、前者は業績連動給与の要件を満たせば損金算入の対象、後者は事前確定届出給与としての要件を満たせば損金算入の対象となるか。</p>	
18	業績連動給与	—	<p>・売上高の指標について他の指標と合わせて用いる場合において、例えば、営業担当役員は報酬額の7割が売上高に連動し、管理部門担当役員は報酬額の3割が売上高に連動するなど、役位・担当事業領域によって合理的に比率を変更することも可能か。</p>	<p>・質問のように役員の職務内容等に応じて合理的に定められている場合には、役位・担当事業領域によって異なる指標によることも可能である。</p>
19	業績連動給与	法人税法施行令69条①②	<p>・株式交付信託における業績連動給与の場合の損金算入時期は、役員給与の債務が確定する日である株式を受け取る権利が確定する日（権利確定日）の属する事業年度となるか。</p> <p>・株式交付信託における業績連動給与の場合の損金算入額は、「権利確定日（株式交付日）の株価（終値）×交付する株式数」となるか。</p>	<p>・株式交付信託における損金算入時期は、株式を受け取る権利が確定する日（権利確定日（※））の属する事業年度となる（債務確定主義）。</p> <p>※ 権利確定日とは、信託契約書・規程等において定められた日で役員に受益権が帰属する日をいう。権利確定日と法令上の株式交付日は同日となる。</p> <p>・株式交付信託における損金算入額は、原則として、「権利確定日（株式交付日）の株価（終値）×交付する株式数」である。</p> <p>なお、株式交付信託における会計上の費用処理する際に用いる株価は、信託による株式取得時株価（ASBJ基準）であるため、税務上の損金算入額と会計上の費用処理額は異なることとなる。</p>
20	業績連動給与、譲渡制限付株式	法人税法34条①三、54条①、法人税法施行令111条の2④一、所得	<p>・令和2年度税制改正により、法人税法第54条第1項が改正され、譲渡制限付株式の要件として、役務提供対価として個人に生ずる債権を現物出資するもののほか、実質的に役務の提供の対価と認められるものであることが追加されたが、株式交付信託において、業績に連動して交付される株式が特定譲渡制限付株式の要件を満たす場合の税務上の取扱い、どのよう</p>	<p>・株式交付信託において業績に連動して交付される株式が特定譲渡制限付株式の要件を満たす場合には、業績連動給与の損金算入要件を満たすことを前提として、損金算入の時期は権利確定日ではなく、給与等課税額が生ずることが確定した日、すなわち、株式を交付した法人が無償で取得することとなる事由がなくなった日の属する事業年度</p>

		税法施行令 84条	になるのか。	となる。損金算入額は、特定譲渡制限付株式が交付された時の価額（権利確定時の株価×交付する株式数）となる。 ・なお、交付を受けた者において退職所得又は給与所得として収入とすべき時期は、譲渡の制限が解除された日、収入とすべき金額は譲渡制限が解除された日の株式の価額となる（所得税法施行令第84条）。また、譲渡制限が退職に基因して解除される場合には退職所得となり（所得税基本通達23～35共5-2）、それ以外の場合は給与所得となる。
21	業績連動給与	法人税法34条①三イ(1)	・株式報酬制度として株主総会の決議がなされている業績連動給与であって、その交付する株式の一部を権利確定直前に売却（換価処分）する場合について、その株式売却（換価処分）による金銭交付の割合が源泉所得税等の納税資金として合理的な範囲であるときには、法人税法第34条第1項第3号イ(1)の上限の定めについては、金銭の上限は不要で株数の上限のみを定めていれば足りるか。	・質問の業績連動給与については、株式を交付する旨を定めたものであるところ、権利確定の直前においてその交付すべき株式の一部を換価して源泉所得税等の納税資金として源泉徴収する金額に相当する金額を金銭交付するとしても、株式交付と同視し得る要件を満たす限り、交付する株式の上限のみを定めたとしても法人税法第34条第1項第3号イ(1)の要件を満たすこととなる。 この場合の株式数の上限には、換価する株式数も含まれることに留意する。 なお、株式交付と同視し得る要件を満たすためには、①株式交付信託が株式報酬制度として株主総会の決議等を経ていること、②株式の一部を売却（換価処分）することは源泉所得税等の納税資金を源泉徴収する目的であることを株式交付規程等で明確にすること、③株式の一部を売却（換価処分）する場合の売却の割合は、源泉所得税等との関係で合理的な範囲内とすること、の3点を確保する必要がある。
22	業績連動給与	法人税法34条①三イ(1)	・退任時給付型の株式交付信託において給与を株式により支給する場合の法人税法第34条第1項第3号イ(1)の求める株数の上限については、例えば、ポイント付与の報酬制度対象期間が3年でロール・オーバーを予定し株式の交付は退任時である場合、株数の上限は個人ごとに設定する必要があるか、それとも報酬対象期間における交付予定株式数を踏まえて全体につ	・株式の交付数の上限の設定については、役位毎に株数の上限を設定する必要がある。その設定は単年度分あるいは報酬制度対象期間分のいずれであっても、役位毎の付与ポイントに相当する株式の数の上限を設定すれば足りる。

			いて上限を設定すればよいか。	
23	退職給与	法人税法 34 条①本文	<p>・株式交付信託における退職給与の場合の損金算入時期は、役員給与の債務が確定する日である株式を受け取る権利が確定する日(権利確定日)の属する事業年度となるか。</p> <p>・株式交付信託における退職給与の場合の損金算入額は、「権利確定日(株式交付日)の株価(終値)×交付する株式数」となるか。</p>	<p>・株式交付信託における損金算入時期は、株式を受け取る権利が確定する日(権利確定日(※))の属する事業年度となる(債務確定主義)。</p> <p>※ 権利確定日とは、信託契約書・規程等において定められた日で役員に受益権が帰属する日をいう。権利確定日と法令上の株式交付日は同日となる。</p> <p>・株式交付信託における損金算入額は、原則として「権利確定日(株式交付日)の株価×交付する株式数」となる。</p> <p>なお、株式交付信託における会計上の費用処理する際に用いる株価は、信託による株式取得時株価(ASBJ 基準)であるため、税務上の損金算入額と会計上の費用処理額は異なることとなる。</p>
24	退職給与	法人税法 34 条①柱書	<p>・株式報酬制度として株主総会の決議がなされ、業績連動要素がない退任時給付型の株式交付信託(退職給与に該当するもの)において、その交付する株式の一部を権利確定直前に売却(換価処分)する場合について、その株式売却(換価処分)による金銭交付の割合が源泉所得税等の納税資金として合理的な範囲であるときには、株式の一部売却額を金銭で交付する場合であっても、ファントムストックのような業績連動給与に該当しない退職給与として、損金算入することは可能か。</p>	<p>・質問の退任時給付型の株式交付信託(業績に連動しないもので、退職給与に該当するもの)については、株式を交付する旨を定めたものであるところ、権利確定の直前においてその交付すべき株式の一部を売却(換価処分)して源泉所得税等の納税資金として源泉徴収する金額に相当する金額を金銭交付するとしても、株式交付と同視し得る要件を満たす限り、業績に連動しない退職給与となり、過大役員給与等に該当する場合を除き、損金算入が可能である。</p> <p>また、死亡退任により相続人に株式を全部売却して金銭を交付する場合で、業績連動給与に該当しない退職給与については、開示の有無にかかわらず損金算入が可能となる。</p> <p>なお、株式交付と同視し得る要件を満たすためには、①株式交付信託が株式報酬制度として株主総会の決議等を経ていること、②株式の一部を売却(換価処分)することは源泉所得税等の納税資金を源泉徴収する目的であることを株式交付規程等で明確にすること、③株式の一部を売却(換価処分)する場合の売却の割合は、源泉所得税等との関係で合理的な範囲内とすること、の3点を確保する必要がある。</p>

25	退職給与	—	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給与として支給する場合に個人の功績倍率を乗じる場合、業績連動給与に該当しない退職給与となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役位や職責等に応じた功績倍率のほか、勤続年数を乗じて株式数を決定する場合は、業績連動給与に該当しない退職給与となる(法人税基本通達9-2-27の2)。
26	共通	—	<ul style="list-style-type: none"> ・納税資金確保のために株式を一部売却(換価処分)する時点が権利確定日の前、当日、後それぞれの場合における売買損益の帰属はどのようになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式交付信託において、株式を一部売却(換価処分)する時点が権利確定日前であれば信託財産は委託者に帰属することから委託者が自己株式を処分したこととなり、権利確定日以後であれば、権利確定日に受益者に株式が交付されるため受益者が株式を譲渡したこととなる。 ・従って、権利確定日前の株式売却(換価処分)であれば税務上は委託者が自己株式を処分したものとして、会計上の処分損益等は、税務上は資本等取引として委託者に帰属し、受益者には譲渡損益は生じない。権利確定日当日以後の株式売却についてはその譲渡損益は受益者に帰属し、受益者に譲渡損益が生じる。 ・なお、役員においては、その報酬が退職を基因として支払いを受けるものである場合には退職所得、職務執行期間の役務提供に対する報酬として支払いを受けるものである場合には給与所得となり、その収入金額は、原則として、権利確定日(株式交付日)における株価(終値)に交付する株式数を乗じた金額となる。